

項目	主な取組み
3．子どもの生きる力の育み	
1）地域で豊かな社会体験を重ねられる場と機会の充実	児童館、青少年交流センターによる主体的な活動機会の創出
2）すべての子どもが居心地のよい場・力を発揮できる場を身近な地域にもてる環境整備	貧困対策、ひとり親支援、教育保育施設巡回支援
3）外遊びの推奨及び外遊びの環境整備	外遊び普及・啓発、ネットワーク構築、砧地区での機運醸成
4）子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティ形成への支援	子育てメッセ、子ども基金、子ども・子育てつながるプロジェクト
5）児童館が地域で果たす役割の充実	中高生支援、子育て支援、地域連携

1．妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防	
1）喜びと楽しさを感じられる子育てを身近な場から支える体制づくり	ひろば、一時預かり、利用者支援、児童館子育て支援
2）子育て家庭のニーズの把握及びニーズや状況の変化に合わせた切れ目のない支援	世田谷版ネウボラ、産後ケア、児童虐待防止対策
3）地域包括ケアの推進による複合的な課題を抱えた子育て家庭の包括的・継続的支援	福祉の相談窓口との連携

2．子ども・子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	
1）子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び子ども・子育て支援事業の基盤整備	保育定員拡充、医療的ケアが必要な子どもの預かり、区立幼稚園用途転換
2）保育の質の確保に向けた取組み及び子どもや保護者が当事者として事業運営や実施主体と関わっていく仕組みづくり	保育の質ガイドラインに基づく取組み、巡回指導相談、幼児教育・保育推進ビジョン策定
3）保護者の施設・事業を評価・選択する力の支援	利用者支援、情報発信強化
4）子ども・子育てを支える人材の確保・育成	保育士確保支援、乳幼児教育センター検討、研修の充実

・すべての子どもが身近な地域の中で楽しく日々を過ごし、夢や希望を持って様々なことに挑戦する機会を得ながら、生きる力を育むことができるよう以下の4つの政策を重点的に展開していきます。

項目	主な取組み
1．子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます。	
1）子どもの権利の普及啓発、意識の醸成及び子ども・若者の社会への参加・参画の推進	子どもの権利学習の強化、子どもの権利を保障するための取組み周知、子ども・若者の地域・社会・区政への参加・参画の推進
2）すべての子どもが地域で豊かな社会体験を重ね力を発揮できる場や居心地のよい場を身近にもてる環境整備	児童館、青少年交流センターによる主体的な活動機会の創出、子どもが安心して利用できる居場所づくりの推進（学習支援、食の支援）、子どもが自ら選べる放課後の居場所の充実
3）外遊びの推進及び環境整備	外遊びの場の充実（砧プレーパークの設置等）、外遊びを地域で支える気運醸成（普及・啓発、ネットワーク強化）
4）乳幼児教育の充実	乳幼児期から子どもが生きる力を育むための基礎となる取組みの充実（保育の質ガイドライン、乳幼児教育アドバイザー、アプローチ・スタートカリキュラム等）
5）地域で子どもを見守り、育ちを支える気運醸成と地域人材の確保	児童館、ひろば、外遊びネットワーク、社協等による担い手発掘、子どもの変化等気づきの感度の向上、高齢者世代を含めた気運醸成

2．妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます。	（ネットワーク図参照）
1）地域の資源を最大限活用した児童相談支援体制の再構築	全区・地域・地区における相談支援体制の再構築（児相・子家セン・地域資源による相談支援体制）、相談機能強化、教育機関との連携
2）身近な地区における見守りネットワークの強化	地区の見守り・相談拠点の明確化及び地区ネットワークの強化（児童館による地区の相談体制の中核機能及び地域連携機能の強化）
3）妊娠期から地域につながる取組みの推進	子育て世代包括支援センターの強化、利用者支援事業の充実、地域・医療との連携強化、妊娠期面接の徹底、子育て利用券の充実
4）相談支援からつながる育児不安軽減に向けた支援サービスの充実	家庭的養育の推進（ショートステイ協力家庭等）、ショートステイの拡充（母子一体型、利用対象の拡大）、一時預かり事業、産後ケア、産前産後支援事業、緊急保育等の充実

3．基盤の整備と質の確保・向上により子ども・子育て家庭を支えます。	
1）子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育、子育て支援事業の基盤の整備	子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育施設の多様な受け皿確保に向けた取組み（保育需要の変化に対応した対象年齢・定員等の柔軟な設定に努めた保育の拡充、幼稚園の預かり保育の充実、認可外保育施設の認可移行推進、認定こども園への移行に向けた方向性の検討等）、医療的ケアが必要な子どもの預かりの拡充、ひろば等子育て支援の充実
2）保育・幼児教育、子育て支援事業の質の向上	区立保育園の新たな取組み（地区の保育施設への支援体制強化、地域ネットワークの強化、地域子育て支援機能の充実）、児童相談所開設や幼児教育無償化の実施に伴う施設・事業（認可外保育施設、一時預かり事業を含む）の指導・監督の強化と情報公開、「せたがやのほいく」の実現と見える化の促進
3）子ども・子育て支援施設・事業に携わる専門人材の確保・育成	施設・事業等の人材育成・研修充実（地域資源を把握し、つなぐことのできる人材の育成）、保育施設と保育士養成校の養成過程からの連携による人材の確保・育成

4．緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利をまもり、その後の地域での生活を支えます。	
1）子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備と権利擁護の取組み	子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用、子どもの人権に配慮した一時保護の実施、子ども自らSOSを発信・受信できる仕組みや機会の確保、措置児童等を含めたアドボケイトの仕組みや機会の確保
2）社会的養護の推進	里親のリクルートから委託後までの支援体制の構築 区民・地域への普及啓発・理解促進
3）地域で安心して暮らすことができるための環境整備（三次予防の充実）	学生ボランティア派遣事業、児童養護施設退所者等支援、養育支援等ホームヘルパー派遣事業等